**児童家庭支援センター運営事業委託業務**

**公募型プロポーザル企画提案説明書**

**１　業務の概要**

（１）業務名

　　　児童家庭支援センター運営事業委託業務

（２）目的

　　　地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

（３）事業内容

　　　別添「北海道児童家庭支援センター運営事業実施要領」のとおり

（４）契約期間

　　　令和６年４月１日から令和７年３月31日まで

**２　予算額上限**

８，８２８千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

**３　参加の資格要件**

（１）児童の相談指導に関する専門的な知見を有しており、夜間・緊急時の対応、児童相談所及び他の関係機関との連携等を迅速かつ適切に行うことができる支援体制を確保できる者であること。

（２）旭川児童相談所管内に本事業実施が可能な拠点を有すること。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号に掲げる者でないこと。

（４） 地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（５）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（６）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

（７）暴力団関係事業者等でないこと。

（８）宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

（９）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

　ア　道税

　　イ　本部が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）

　　ウ　消費税及び地方消費税

（10）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

　　ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

　　イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

　　ウ　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

**４　審査基準**

（１）運営方針

・児童に係る相談業務に関する専門的な知識、経験及びノウハウ等を有しているか。

（２）業務処理体制

　　・有資格者や実務経験年数を有する等、適切な職員配置体制が整っているか。

　　・適切な個人情報の管理が確保されているか。

　　・夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことが出来るような支援体制が整っているか。

　　・児童相談所、市町村、学校、警察その他関係機関との連携その他の支援体制が整っているか。

　　・児童相談所管内における、地域の人口規模や広域性に対応できる体制が整っているか。

（３）事業内容

　　・地域・家庭からの相談に応じ、援助計画を作成し、計画的な援助の実施を図る体制・方法が確保されているか。

　　・市町村の求めに応じ、要保護児童対策地域協議会と共同し、適切な支援を行う体制・方法が確保されているか。

　　・児童相談所から指導委託を受けた場合、児童相談所と密接な連携をとり、適切な支援を行う体制・方法が確保されているか。

　　・里親等に対し、人材確保、研修及び訪問その他適切な支援を行う体制・方法が確保されているか。

（４）実施方法

　　・目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動になっているか。

　　・児童、保護者、その他地域等の意向の把握ができるような工夫がなされているか。

**５　手続等**

　　事業の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前にプロポーザル参加資格審査申請書及び添付書類を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する希望者には、企画提案書の提出及び審査会への出席を要請する。

（１）担当部局（提出・問い合わせ先）

　　　北海道旭川児童相談所地域支援課（担当：杉本）

　　　住所：〒０７０－００４０　旭川市10条通11丁目

　　　電話：０１６６－２３－８１９５

 メールアドレス：hofuku.asajidou1@pref.hokkaido.lg.jp

（２）プロポーザル参加資格審査申請書

　　　提出期限：令和６年２月２６日（月）午後５時（必着）

　　　提出場所：（１）に同じ

　　　提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る）とする。

（３）企画提案書

　　　提出期限：令和６年３月７日（木）午後５時（必着）

　　　提出場所：（１）に同じ

　　　提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る）とする。

（４）企画提案書の提出を要請する参加者等への通知

　　　提出されたプロポーザル参加資格審査申請書の内容を審査し、資格要件を満たしている者には参加要請の通知を、資格要件を満たしていない者についてはその旨を通知する。

（５）企画提案を採用する者への通知

　　　提出された企画提案書の内容について審査・評価を行い、指名選考委員会で審議する。採用された者及び採用されなかった者には、その旨を通知する。

**６　受託者の決定方法**

　　　児童家庭支援センター運営事業委託業務公募型プロポーザル審査会設置要領に基づき審査会を設置し、企画提案者からの企画内容、考え方の説明を行い、選定基準に従った配点の上、審査・評価を行い、指名選考委員会で審議のうえ、受託者を決定する。

**７　契約に関する基本的事項**

（１）提案内容の修正

　　　採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

（２）見積書の提出

　　　プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続きを得た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

（３）契約保証金

　　　契約金額の１００分の１０以上とするが、免除する場合がある。

（４）契約書及び業務処理要領

　　　選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途提示する。

（５）知的財産等の取扱い

　　　第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

**８　その他**

（１）手続において使用する言語及び通貨

　　　日本語及び日本円

（２）契約書作成の要否

　　　要

（３）無効となる提出書類

　　　プロポーザル参加資格審査申請書、企画提案書、添付資料が次の事項のいずれかに該当する場合には無効となることがある。

　　　①　提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの

　　　②　指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

　　　③　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

　　　④　虚偽の内容が記載されているもの。

（４）プロポーザル審査会に関する説明

　　　提出された企画提案書の内容についてプロポーザル審査会を行う。日時、場所は別途通知する。企画提案書提出要請の通知受理後にプロポーザル審査会への不参加を決めた場合は、その旨ご連絡ください。

（５）企画提案参加事業者及び企画提案の非選定通知

　　　企画提案参加事業者として選定されなかった事業者及び企画提案参加事業者のうち企画提案内容を選定されなかった事業者に対して、その旨を書面により通知する。

（６）関連情報を入手するための照会窓口

　　　５（１）に同じ

（７）その他留意事項

　　①　企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。

　　②　プロポーザル審査会に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

　　③　提出されたプロポーザル参加資格審査申請書は、企画提案参加事業者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者には無断で使用しないものとする。

　　④　提出された書類は、企画提案参加事業者及び企画提案者の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成するものとする。

　　⑤　提出期限以降におけるプロポーザル参加資格審査申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

　　⑥　提出されたプロポーザル参加資格申請書及び企画提案書は返却しないものとする。

　　⑦　企画提案事業者として選定された事業者を公表できるものとする。

　　⑧　公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表できるものとする。

　　⑨　企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできないものとする。

　　⑩　業務説明会等は行わないが、不明な点等があれば随時質問を受けつけるものとする。